二		
名称	所在地	
［略］	［略］	［略］
こころ医療福祉専門学校	長崎県	［略］
［略］	［略］	［略］

二		
名称	所在地	
［同上］	［同上］	［同上］
こころ美健福祉専門学校	長崎県	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］は注記である。

○国土交通省告示第六百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第二項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成三十年五月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後						
指定確認検査機関の名称等は、別表のとおりとする。						
別表						
指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
（略）						
八　株式会社東日本住宅評価センター	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十三番五号	省令第十五条各号に掲げる区分	北海道札幌市、北海道小樽市、北海道石狩市、北海道北広島市、北海道江別市、北海道岩見沢市、	イ　本店　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十三番五号 ロ　札幌事務所　北海道札幌市中央区北一条東二丁目五番二号 ハ　東北支店　宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番二十三号	平成二十七年九月九日	指定をした日から五年間

改正前						
指定確認検査機関の名称等は、別表のとおりとする。						
別表						
指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
（略）						
八　株式会社東日本住宅評価センター	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十三番五号	省令第十五条各号に掲げる区分	北海道札幌市、北海道小樽市、北海道石狩市、北海道北広島市、北海道江別市、北海道岩見沢市、	イ　本店　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十三番五号 ロ　札幌事務所　北海道札幌市中央区北一条東二丁目五番二号 ハ　東北支店　宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番二十三号	平成二十七年九月九日	指定をした日から五年間

大阪観光ビジネス日本語学院	大阪府	［略］
［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		
［略］	［略］	［略］

［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］
国際日語教育学院	大阪府	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］